

第三十三條 給與課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、賃銀、給料其ノ他給與ニ關スル事項

三、勤労者ノ扶助及援護ニ關スル事項

第三十四條 勤労局ニ左ノ三課ヲ置ク

金畫課

業務課

補導課

第三十五條 企畫課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、勤労需給ニ關スル一般的企畫ニ關スル事項

二、勤労需給ニ關スル一般的企畫ニ關スル事項

三、職業ニ關スル登錄其ノ他調査統計ニ關スル事項

四、職業適性ノ調査ニ關スル事項

五、勤労署ニ關スル庶務一般ニ關スル事項

六、職業行政關係職員ノ養成及訓練ニ關スル事項

七、他ノ主管ニ屬セザル勤労需給ニ關スル事項

第三十六條 業務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、復員對策ノ實施ニ關スル事項

二、勤労要員ノ斡旋充足ニ關スル事項

三、勤労者募集ニ關スル事項

四、職業指導ニ關スル事項

第五十七條 補導課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、職業補導ニ關スル事項

第二十八條 保険局ニ左ノ三課及一所ヲ置ク

庶務課
保險課

年金課

健康保險指導所

第三十九條 庚務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、社會保險制度ノ調查企畫一般ニ關スル事項

二、社會保險審査會ニ關スル事項

三、厚生保險特別會計業務勘定ニ關スル事項

四、他ノ主管ニ屬セザル社會保險ニ關スル事項

五、厚生保險特別會計健康勘定及勞労者災害扶助責任保險特別會計ニ關スル事項

六、厚生年金保險法ノ施行ニ關スル事項

七、船員保險法ノ施行ニ關スル事項

八、厚生年金保險法ノ施行ニ關スル事項

九、厚生保險特別會計年金勘定及同船員勘定ニ關スル事項

十、厚生年金保險法ノ施行ニ關スル事項

十一、厚生保險特別會計年金勘定及同船員勘定ニ關スル事項

十二、厚生保險特別會計年金勘定及同船員勘定ニ關スル事項

十三、厚生保險特別會計年金勘定及同船員勘定ニ關スル事項

十四、厚生保險特別會計年金勘定及同船員勘定ニ關スル事項

十五、厚生保險特別會計年金勘定及同船員勘定ニ關スル事項

十六、厚生保險特別會計年金勘定及同船員勘定ニ關スル事項

十七、厚生保險特別會計年金勘定及同船員勘定ニ關スル事項

十八、厚生保險特別會計年金勘定及同船員勘定ニ關スル事項

十九、厚生保險特別會計年金勘定及同船員勘定ニ關スル事項

二十、厚生保險特別會計年金勘定及同船員勘定ニ關スル事項

二十一、厚生保險特別會計年金勘定及同船員勘定ニ關スル事項

大東亞戰爭終結に伴ふ國民勤労動員令施行上の應急措置

員令施行上の應急措置

勤労秩序の混亂を防止せんと欲し、厚生省當局は應急措置として、昭和二十年八月二十一日國民勤労動員令施行上左の如き措置を探ることとし、之を各地方長官に通牒すると共に、同月二十三日告示第八十六號及第百八十七號を以て既存の諸規定の改廢を公示した。

一、解雇退職の制限に關しては近く通牒相成可き「工場事業場從業者の戰後應急措置に關する件」に依り措置すべきこと

二、男子就業の禁止又は制限は之を廢止すること（令第七條則第九條別紙告示參照）

三、土建等日傭統制を除き雇入就職に關する規制は之を廢止すること（令第十八條則第二十九條別紙告示參照）

四、理科系學校卒業者雇入制限は之を廢止すると共に從來の雇入割當は之を取消すこと（令第十八條則第六十九條）

五、勞供給業者に依る從業者の使用又は從業の制限は之を事實上停止すること（令第五十六條則第六十九條）

六、厚生省告示第八六號（昭和二十年八月二十三日）

七、厚生省告示第一百十九號（國民勤労動員令施行規則第十八條ノ學校指定ニ關スル件）、昭和十三年八月厚生省告示第一百二十號（國民勤労動員令施行規則第十八條ノ學科指定ニ關スル件）、昭和十六

年月十二厚生省告示第五百七十五號（國民勤勞動員令施行規則第三十九條第一項第五號ノ事業指定ニ關スル件）、昭和十六年月十二厚生省告示第五百七十六號（國民勤勞動員令施行規則第三十九條第一項第十號ノ者ノ雇入及就職ノ場合指定ニ關スル件）、昭和十八年九月厚生省告示第五百五十六號（國民勤勞動員令施行規則第九條ノ規定ニ依ル男子從業者ノ雇入、使用、就職及從業ヲ禁止スル職種、年月日及其ノ範圍指定ニ關スル件）、昭和二十年五月厚生省告示第四十四號（國民勤勞動員令施行規則第十八條ノ規定ニ依ル様式ニ關スル件）及昭和二十年五月厚生省告示第四十五號（國民勤勞動員令施行規則第二十條ノ規定ニ依ル申請又ハ請求ノ期日ニ關スル件）昭和二十年八月二十一日之ヲ廢止セリ

厚生省告示第八七號（昭和二十年八月二十一日）

國民勤勞動員令施行規則第三十九條第一項第十三號ノ場合ヲ左ノ通定メ昭和三十年八月三十一日ヨリ之ヲ適用ス

一、鐵、石炭、亞炭等素材生產業ニ於ケル雇入及就職ノ場合

二、住宅、建築其ノ他復舊土木建築關係業（セメントト、木材、釘、家具等關聯資材器具ノ製造業ヲ含ム）ニ於ケル雇入及就職ノ場合

三、電氣事業、瓦斯事業及水道事業ニ於ケル雇入及就職ノ場合

四、運輸通信關係業（車輛、木造船、內海航路ノ船舶及其ノ關聯資材ノ製造業及修理業ヲ含ム）ニ於ケル雇入及就職ノ場合

五、醫藥品其ノ他醫療衛生用物資ノ製造業ニ於ケル雇入及就職ノ場合

六、農業

農業報

六、製鹽業及肥料、農機具ノ製造業ニ於ケル雇入及就職ノ場合

七、陶磁器、紙、皮革、油脂及電機器具其ノ他ノ民需用機械器具ノ製造業ニ於ケル雇入及就職ノ場合

八、紡織其ノ他衣料關係業ニ於ケル雇入及就職ノ場合

九、食料品其ノ他ノ生活必需物資ノ製造業及修理業ニ於ケル雇入及就職ノ場合

一〇、物品販賣業、娛樂興業及接客業ニ於ケル雇入及就職ノ場合

一一、浴場業、理髮業及洗濯業ニ於ケル雇入及就職ノ場合

一二、家事使用人ノ雇入及就職ノ場合

一三、金融保險業ニ於ケル雇入及就職ノ場合

一四、印刷業ニ於ケル雇入及就職ノ場合

一五、教育事業、醫療衛生事業其ノ他ノ公務自由業ニ於ケル雇入就職ノ場合

一六、公共團體ニ於ケル雇入及就職ノ場合

一七、其ノ他民需產業ニ於ケル雇入及就職ノ場合

第一、方針

戰爭終結に伴ふ勞務の再配置に付ては產業轉換の進展に即應し逐次爲ざるべきも、差當り緊要なる

民需產業に必要の勞務を確保すると共に時に軍需

產業の從業者に付急激なる混亂を防止し併せて離職從業者に對する給與の基準を定むるは現下喫緊の要務なり因て左の要領に依り應急暫定的措置を講ぜんとする。

第二、要領

一、工場事業場にして左記產業に関するものは現從業者を一應其の儘繼續使用せしめ當分の内事業主の一方的意旨に依る解雇は之を爲さしめざること

但し退職を希望する者に付ては、代替者補充の方途を講じたる上之を認むること

製鹽業、肥料及農具等製造業

鐵、石炭、亞炭、石油等素材生產事業

紡織其他衣料關係品製造業

食料其他生活必需物資製造及修理業

陶磁器、紙、皮革、油脂、電機器具、民需用機械器具、印刷業等民需品製造業

住宅其他復舊土木建築關係業（セメント製材、釘、家具其他關聯資材器具製造業を含む）

電運輸通信關係業（車輛自動車木造船內海航路其他關聯資材の製造及修理業を含む）

電氣、瓦斯、水道業

物資配給業

金融、保險業